

令和4年第3回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月22日（火）午前9：00～

2. 開催場所 中央公民館ホール

3. 出席委員（10人）

会 長	1 番	
副会長	2 番	義山 太志
	3 番	福山 宣太
	4 番	田中 秀樹
	5 番	稲村 英治
	6 番	藤島 正廣
	7 番	平山 純一郎
	8 番	
	9 番	
	10 番	實 穰二
	11 番	基山 美奈子
	12 番	
	13 番	重原 明美
	14 番	政岡 廣子

推進委員（5名）

1 番	琉 将士
2 番	幸山 真悟
3 番	徳 範文
4 番	
5 番	徳山 実
6 番	重 翔太

4. 欠席委員 1 番 宮永 誠、8 番 富本 太地、9 番 樺山 哲博
欠席推進委員 4 番 實村 秀樹

5. 議事日程

第1 農地法第3条許可申請について（5件）

第2 農地法第4条許可申請について（1件）

- 第3 現況証明願いについて（2件）
- 第4 地目転用通知書について（251件）
- 第5 農業経営基盤強化促進事業（農地中間管理事業）について（3件）

6. 農業委員会事務局員

事務局長 豊島 克仁
主事補 酒勺 英樹

会議の概要

事務局 おはようございます。定刻になりましたので只今から令和4年第3回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。

会長が所用で欠席ですので副会長にご挨拶をお願いいたします。

副会長 おはようございます。宮永会長がお休みなので私が進行させていただきます。進行に不備な点があると思いますがよろしくをお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。本日は農業委員14名中10名の委員が出席しており定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員6名中5名が出席されています。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっております。以降の議事の進行は会長に代わり副会長をお願いいたします。

議長 まず、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。
伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが議長から指名させていただく事にご意義はございませんでしょうか。

【異議なし】

議長 それでは、議事録署名委員は、5番委員、14番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の豊島氏と酒勺氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは日程第2議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題に供し

ます。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　　今月の農地法第3条許可申請は、1議案5件です。

議案第1号について、受付番号12号から受付番号16号、所有権移転に関する件です。受付番号15号については、譲受人は面縄在住で、譲渡人は目手久在住です。申請農地は大字面縄の畑で面積は3,791㎡となっています。申請事由は経営拡張です。次に受付番号16号については、譲受人は三重県在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字検福の畑で面積は1,655㎡となっています。申請事由は経営拡張です。こちらは譲受人が三重県在住となっていますが1年の内、半年は帰省しサトウキビやバレイショなどを収穫しており、申請書と別に直近の3年分の出荷証明、雇入れ証明を提出していただいております。次に受付番号13号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人も伊仙在住です。申請農地は大字検福と伊仙の畑で面積は2,944㎡となっています。申請事由は贈与です。次に受付番号12号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人も伊仙在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は5,806㎡となっています。申請事由は贈与です。次に受付番号14号については、譲受人は馬根在住で、譲渡人は糸木名在住です。申請農地は大字糸木名の畑で面積は2,054㎡となっています。申請事由は経営拡張です。受付番号12号から16号は別添の調査書のあるとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議　長　　それでは只今の説明に関連して、受付番号15号の説明を担当委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

2　番　　15号について、農地法3条許可申請について、説明いたします。先日、8番委員と2番推進委員と調査した結果、何の問題も無いと思います。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。バレイショが植えてありました。

議　長　　はい、ありがとうございます。これより受付番号15号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号15号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号１５号は、原案のとおり決定いたしました。
受付番号１６号の説明を担当委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

６ 番 １６号と１３号を一括して、説明いたします。先般ですね。９番委員、１番推進委員と共に調査いたしました。何の問題も無いと思われます。特にこの譲受人は家も島に造っており、家は近くですが農機具等も準備されてですね。殆どサトウキビが植えられているみたいです。問題は無いんじゃないかと思います。両方ともキビです。１６号の方も１３号の方も。ご審議よろしくをお願いいたします。９番委員の方は休んでおられますのでよろしくお願いします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号１６号、１３号について、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号１６号、１３号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号１６号、１３号は、原案のとおり決定いたします。
それでは只今の説明に関連しまして、１２号の説明を担当委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

７ 番 農地法３条許可申請第１２号について、説明いたします。先日、９番委員と４番推進委員と共に調査した結果、農地法３条２項各号に抵触いたしませんので皆様方の審議よろしくをお願いいたします。現況としましては、一番上の方がジャガイモあと地です。そしてあとのイ、ロ、ハ、ニの４筆は一枚畑になっています。ローズ畑でした。何ら問題も無いと思います。よろしくをお願いいたします。なお、９番委員は欠席です。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号１２号について、質疑に入りますが何かご意見はございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号１２号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号１２号は、原案のとおり決定いたします。
それでは受付番号１４号について、担当委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

５ 番 農地法３条許可申請１４号について、説明いたします。先日、１３番委員と６番推進委員と共に調査した結果、農地法２項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。現況といたしましては、ローズを植える予定だということです。よろしくをお願いいたします。

１３番 １４号につきましては、只今、５番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号１４号について、質疑に入ります。何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号１４号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号１４号は、原案のとおり決定いたします。
それでは日程第３議案第２号「第４条許可申請について」説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第４条許可申請は、１議案１件です。議案第２号受付番号３号については、お手元の資料のとおりで一般住宅建設になります。申請地周辺には集

落が形成されており、農地区分としては第2種農地のその他の農地に該当すると思われます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、只今の説明に関連いたしまして、受付番号第3号の説明を担当委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

6 番 農地法第4条許可申請について、先般ですね。1番推進委員と共に調査いたしました。前に住宅があつてですね。何ら問題無いんじゃないかと思われます。現状はですね。牧草あとです。9番委員は休みです。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。これより、受付番号第3号について、質疑に入りますがご意見はございますか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号3号は原案のとおり決定いたします。
それでは日程第4議案第3号「現況証明願いについて」説明をお願いいたします。

事務局 今月の現況証明願いは、1議案2件です。議案第3号受付番号1号から受付番号2号については、お手元の資料のとおりで畑から宅地への変更です。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、只今の説明に関連いたしまして、現況願いについて、説明を現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

2 番 現況証明願い第2号について、説明いたします。先日、8番委員と調査した結果、何の問題も無いと思われます。皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。現況といたしましては、整地をされておりました。

議 長 これで受付番号第2号についての説明を終わります。何かご意見等ございませ

んか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号2号は原案のとおり決定しました。
受付番号1号について、説明を担当委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

7 番 現況証明願第1号について、ご説明いたします。本日、9番委員欠席の為、私が説明いたします。先日、9番委員と共に調査した結果、何の問題も無いと思われます。現状としましては、20年前に既に倉庫が建っている状態であります。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号第1号について、質疑を行います。何かご意見ございますか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号1号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号1号は原案のとおり決定いたしました。
それでは日程第5議案第4号「地目転用通知書について」事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の地目転用通知書については、1議案1件です。議案第4号受付番号1号については、お手元の資料のとおりで国土調査による地籍調査を行った際に登記地目と現況の相違のためです。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは只今の説明に関連いたしまして、受付番号第 1 号の説明を担当委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

6 番 地目転用通知書について、先般ですね。9 番委員と共に調査しました。役場の地籍調査の方から来られてですね。一緒にしました。ここに書いてあるとおり、現況と登記地目が違うということで、特に上から 2 段目の公民館が東伊仙。建っているところですが。50 年くらい前に造ってそのまま登記されずにですね。名義の方が役場の方ということで。そして 347 番ですか。ここは雑種地ということであります。これで問題も無いと思います。登記地目が違った。地籍でそのまま上げられないみたいですね。一応、見たんですけど。こういう状況らしいです。あちこち地籍調査入っておりますが、こういう事例は、これからも出てくるとは思いますが、現況とは違うがそのままできないということなんですね。よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。これで受付番号 1 号について、質疑に入りますが何かご意見はございますか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号 1 号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号 1 号は、原案のとおり決定いたします。
それでは日程第 6 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進事業について」説明をお願いいたします。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進事業（農地中間管理事業）については、1 議案 3 件です。議案第 5 号受付番号 1 号から 3 号については、お手元の資料のとおりで賃貸借と使用貸借になります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは只今の説明に関連いたしまして、受付番号 1 号、2 号の説明を担当委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

2 番 農業経営基盤強化促進事業について、1 号、2 号について、ご説明いたします。

先日、8番委員と共に調査した結果、問題は無いと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。1号につきましては、ローズでした。2号につきましては、荒地でございます。

議 長 これより受付番号1号について、質疑に入りますが何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号1号、2号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号1号、2号は、原案のとおり決定いたします。
受付番号3号について、説明を担当委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

3 番 3号について、ご説明いたします。先日、4番委員、3番推進委員と共に調査した結果。申請書のとおり、何の問題は無いと思われます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。現状はサトウキビで以前から借りてる場所の更新です。

4 番 3号につきましては、只今、3番委員の説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号3号について、質疑に入りますが何かご意見ございますか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号3号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号3号は、原案のとおり決定いたしました。
それではその他でよろしくお願いいたします。

7 番 先程の地目転用の地籍の方の件なんですけど。これは田んぼとかなってるんですけど、実際は雑種地とかいろいろあるんですけど。それはもう地籍の方でやってもらえるんですか。

事務局 現在、字図区域になっている箇所がたくさんあったと思うんですが、そちらに関して、国土調査の方で地籍調査が進められているんですが、その際にそこにその地域に該当すれば、調査が入って、土地の面積であったり、境界であったりとかを決めていって、地目変更をされるんですが、今回も調査をした件数としては、8件くらいなんですけど、実際には219件くらいありまして、範囲で言えば伊仙の東公民館から泉芳朗記念館のその辺の範囲を一体ありまして、調査した所が畑が違うということになっているものに関して、ちょっと大きい面積に関してをちょっと調査していただいて、逆に宅地から畑に代わる部分もありますのでそこに関しては、畑が増える分に関しては、構わないかなと調査はしなかったのですが、地籍調査の方も実際に地籍が入って、最後、県に提出する際に県の方も全てを調査するわけではなくて、県の方がピックアップして、2、3件とかを行って、申請と違いが無いかを確認して、全体の許可を出すような感じらしいので、農業委員会に提出された際は、大体ピックアップして調査していただいたという感じなんですけど、中には登記地目が畑とか宅地になっているんですけど、実際には道路であったり、用水路であったり、とかという形もありますので地籍に関しては、どこまでが入るのかというのは、ちょっとこちらでな把握してなくてですね。その事業によって、範囲が区切られてくるのではないかなと思います。田んぼに関しては、全ては畑に変わっていくと思います。

13番 251件の一部ですね。

事務局 そうですね。

議長 他にございませんか。それでは、これで第3回農業委員会総会を終わらせていただきます。